令和６年度

東大和市地域福祉審議会第１回障害者部会

会議録

東　大　和　市　地　域　福　祉　部

○Ａ部会長　それでは、お手元の次第の２番、第２次東大和市障害者総合プラン令和５年度実施状況について、事務局からご報告お願いします。

○障害福祉課長　それでは、説明を私よりさせていただきます。使わせていただく資料は第２次東大和市障害者総合プラン令和５年度実施状況報告書です。この資料、５６ページほどありますので、主な項目などを抽出しながらご説明に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず表紙をおめくりいただけますでしょうか。表紙をめくって左側が１ページとなっています。障害者総合プランについての説明のほか、今回の計画の進行管理について、事業達成度の評価、その理由などについての説明をしております。一番最後の行には、「３」は達成、「２」はほぼ達成というように、「０」から「３」、それから対象外の「－」によって各事業、取組等について、令和５年度の評価を次のページから内容を示しているところでございます。

続いて右側の２ページをご覧いただきたいと思います。表題に第４章、障害のある人に係る施策の展開（第５次東大和市障害者計画）とあります。これは、皆様のお手元にある第２次障害者総合プランは、全体で総合プラン、その中に第５次障害者計画と第６期障害福祉計画、そして第２期障害児福祉計画、３つの計画を包含して、それをまとめて１つの計画書として整えた表題が第２次東大和市障害者総合プランとしてお示ししているものであります。

では、第４章の目標の１が自立を支える基盤の整備と充実として、様々な取組をお示ししているものでございますが、目標１の自立を支える基盤の整備と充実、１として障害のある人に対する差別の解消及び権利擁護の推進という項目をご説明いたします。

下に表形式で主な取組を掲げております。一番左側の列に整理番号と項目を書いてございます。整理番号１－１、障害者差別解消法に基づく取組。下のほうに重点施策１というものがあるかと思います。計画書の中で重点施策というものを３つ掲げています。第２次障害者総合プランの重点施策は、項目だけ申し上げたいと思いますが、重点施策１といたしまして、障害のある人の権利擁護理解促進のための施策について関連する事業、取組等であります。

また、重点施策の２としては、地域で安心して暮らし続けるための施策として整えている事業や取組、最後に重点施策の３というのは、地域共生社会実現のための施策というものであります。

整理番号、項目の中にところどころ重点施策の１とか重点施策の２というような文字が見える場合は、重点施策に関連するものというように理解いただき、ご覧いただければと思います。また、継続であるとか新規という字も見られます。例えば１つ目の項目は重点施策１であり、継続事業でありますが、これは前の計画から引き続き取り組んでいる事業

であるというようなご理解をいただければと思います。

障害者差別解消法に基づく取組、最初の行については、障害福祉課が職員向けに研修会を実施しましたという記載、そして評価を達成とした「３」を掲げております。次の行には、担当課というものが一番右側の列に入っています。各課というのは、東大和市役所の中の各課、全部の課というようにご理解いただければと思います。それぞれの課で取組があるかどうかなどについて整理をしたものであります。この表の中では、２７の部署においては、事業実施時に手話通訳などを配置しましたというような記載で、それぞれ合理的配慮に取り組んでいるという記載をいたしました。

ここで各課の取組全貌はどうなのかをご覧いただきたいと思います。資料ページ、４７ページ、４８ページを、お開き願えますでしょうか。４７ページ、４８ページ見開きにしていただきますと、差別解消法に伴う各課の取組状況令和５年度分として整理をしたものがあります。一番左が各課の名前、所管課としてありますが、議会事務局や企画政策課というように、市役所の中の各課の名前が記載をされています。

次の列が令和４年度から引き続き行った取組として、令和４年度、令和５年度と引き続いて行った取組を紹介している項目、そして一番右には、ちょっと空欄が多いんですけれども、令和５年度に新たに取り組みましたという事業を紹介する欄を設けています。

４７ページにある表の中では、継続して実施をした項目、それから特に課としては取組はありませんという文字が見えるところでありますが、次の４８ページをご覧いただきますと、一番上、産業振興課という課があります。ここでは、令和５年度においては、コロナウイルス感染症の影響で中止をしていたうまかんべぇ～祭、あるいは産業まつりというものを再開したこと、そして再開に伴って開会式や閉会式において手話通訳者を配置したこと、あるいは会場に手話のボランティアの方が待機できるような場所を設置をしたということで、令和５年度において取り組んだ項目を紹介する記載をいたしております。

市役所の中の各課の取組につきましては、次の４９ページまで続いております。４９ページに進みますと、都市づくり課という一番上にある部署においては、令和５年１２月、中央公民館のホールで開催いたしました多摩都市モノレール都市計画案の説明会で手話通訳者を配置したということであるとか、あとは教育指導課という教育委員会の部署においては、教員や特別支援学級介助員を対象として、障害のある児童生徒の介助に関する研修会を開催し、障害者差別解消法に関する取組等の説明を行ったという記載をいたしております。

市役所の課の数は全部で４０ありますが、そのうち３４の課において障害者差別解消に係る合理的な配慮などの業務が実施されたという整理をいたしたところでございます。

それでは、大変恐れ入ります。いま一度最初の２ページのほうにページをお戻し願いたいと思います。２ページの下のほう、整理番号１－２、障害者虐待防止対策の実施という取組。これにつきましては、令和５年度、障害福祉課として障害者虐待防止センターにお

いて通報受理や事実確認を行ったこと、あるいは東大和市高齢者等虐待防止ネットワーク会議を年２回開催し、関係機関の連携を図り、虐待発生の防止、発生時の円滑な対応に努めたなど、令和５年度に実施した記載をいたしました。また、研修会でありますが、令和６年３月９日、令和５年の年度末に、障害者の人権尊重や虐待を未然に防ぐにはどうすればよいのか、一緒に考えてみませんかというテーマで研修会を実施しているところでございます。ここで評価としては、実施、達成というような評価をしたところでございます。

では、次にページを１枚おめくりいただきまして、４ページをご覧願いたいと思います。ここはページの一番上に２、相談支援体制の充実という項目を掲げました。その下にある主な取組でありますが、いずれも担当課としては障害福祉課が実施をしているものであります。

一番上の２－１、障害のある人への総合的な相談支援の実施として、令和５年度は身体障害者の相談支援について１，００２件、知的障害者の相談支援として２５８件、また精神保健福祉手帳の申請の受理件数といたしまして７９４件というような対応をしているところでございます。

次の項目が整理番号２－２、身体障害者の相談員、知的障害者の相談員、ここでは身体・知的相談員と書いておりますが、それぞれの相談員の設置をいたしております。実施状況でありますが、身体障害者相談員の相談件数は４０２件、知的障害者相談員への相談件数は８件という実績報告を頂いております。

ちなみに身体障害者相談員というのは、肢体不自由であるとか聴覚障害であるとか、身体の障害の部位によってそれぞれの身体障害者の方に相談員をお願いいたしておりまして、４人の相談員さんを設置しております。

次が知的障害者の相談員でありますが、こちらは知的障害者の関係者のお身内の方などにお願いいたしまして、お引き受けいただいておりますが、東大和市では３人の知的障害者相談員の方を設置しているところでございます。

次の行が精神保健福祉相談の一般相談であります。医療につながっているような方についての相談を市で受け付けておりますが、それが年間で２，７４０件という件数でございます。

このページの最後は、２－４として高次脳機能障害のある人の相談支援の充実でありますが、こちらも相談件数は年間で延べ４６４件となっております。

駆け足になっているかと思いますけれども、ページをおめくりいただきたいと思います。次は６ページになります。６ページの一番上にあるのが３として、関係機関のネットワークの構築という項目であります。例えば３－１では、東大和市の地域自立支援協議会の設置・運営ということで、それぞれ令和５年度が全体会議ですとか生活部会、就労部会というように、ある特定の分野を専門的に取り扱う部会を設置して、記載のとおりの会議を開催しているということで、実績を報告しております。地域自立支援協議会の委員の方は、

全体で１７人の方にお引き受けいただいているところであります。

次の整理番号３－２は、地域生活支援拠点の整備・充実ということです。障害のある方がその障害が重度化するとか、あるいは年齢が高齢化してきて、地域で安心して暮らし続けられるような支援を目指して、地域生活支援拠点というものを整備しているところであります。

令和５年度の拠点としての支援の対象者としては、３１人の方を登録し、また支援と相談の延べ件数は年間で１，３３１件あったという実績でございます。

次の３－３、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営でありますが、本会議やコア会議を４回実施しているというところでございます。それぞれ実施状況などを勘案しながら、達成とかほぼ達成などというような評価をしているものでございます。

恐れ入ります。８ページをお開き願いたいと思います。目標の２として、自立を支えるサービスの充実として、１番としてサービスの利用支援という項目があります。東大和市では、様々な制度を活用しながら、障害のある方が生活を送られるように相談に乗り、そしてまたサービスの需要につながるように適切な事務を進めているところでありますが、主な取組といたしまして、それぞれ障害福祉サービスの周知や情報の提供、あるいは適正な障害支援区分の認定であるとか、苦情の対応、あるいは指導検査体制の整備などをこのページでは掲げております。

令和５年度の取組といたしましては、情報の周知や提供については、市報やホームページを活用しています、であるとか、適正な障害支援区分というのは、ある一定のサービスを利用いただくときには、支援区分を１から６という段階があるんですが、どういう支援区分に該当する人なのかというのを認定する会議体を開催しております。

この障害支援区分の認定として、東大和市では全部で１２人の委員の皆様にお引き受けいただいておりまして、その１２人の委員さんを６人、６人、２つの会議体に分け、それぞれの会議体ごとに一定のスパンで会議を開催いただいております。令和５年度では合計で１４回の会議を開催いただいており、年間で１９５件、１９５人の障害者の障害支援区分の認定のための審議をしていただいたところであります。

また、一番下にあるサービス事業所への指導検査体制の整備といたしましては、事業者さんが適正に事業を実施されているか、あるいはそこで就労されている方々の対応が適正かどうかなどを東京都と合同で指導検査を実施するなど、適正な対応が図れるような業務を目指していますけれども、令和５年度では指導検査を東京都と合同で１回、それから東京都主催の研修への参加を２回ほどしております。

ただ、令和５年度、東京都の指導検査への立会いというところは致していないというところから、評価部分については一部達成という選択をしているところであります。

では、ページをまたおめくりいただきまして、１０ページをご覧いただけますでしょう

か。１０ページについては、２として障害者総合支援法に基づく給付費の支給ということで、ここではほかの計画に関連項目が出ていますので、障害福祉計画としてはどういうサービスが提供されているものかというものを項目としてご紹介する一覧表にとどめております。

次の３、日常生活の支援という項目でありますが、障害のある方が地域で暮らすことができるような日常生活を支援するための制度として、どういうものがあるかをご紹介しています。寝具、布団などの乾燥等を行う事業が１つ目に来ていますが、これは令和５年度、２つの世帯に対して乾燥というサービスを、それから２つの世帯に対して布団などの水洗いというサービスを提供しているところであります。

それから、おむつの支給事業というのがありますが、これは紙おむつ等を利用しなければならない方に対して紙おむつを支給する事業ということで、令和５年度は５８人の方に一定の紙おむつの量を提供しているところでございます。

日常生活を支えるためのサービスとしては、この後食事サービスの事業であるとか、電話料を助成する事業、それから１２ページに進んでいきますと、身体障害者の補助犬を貸与する事業とか、緊急一時保護及び支援事業などあります。身体障害者の補助犬としての貸与事業は、制度としては整えられているんですけれども、補助犬を活用できる方というのが限られているところもあり、令和５年度においては支給した実績といたしましてはゼロ人としております。

ただ、対象者がいて、その方が申請した後、適切に事務を進めることによって、支給できる制度としては整備されているというところから、令和５年度の実施状況はゼロではありますけれども、評価としては制度が整えているので、達成という評価をしているところであります。そのようにご理解願いたいと思います。

ページをおめくりいただいて１３ページ、１４ページをお開き願いたいと思います。左側の１３ページは、情報・コミュニケーションの支援という制度を掲げております。それぞれ項目としては、視覚障害、あるいは聴覚障害のある人などへの情報提供の充実として、障害福祉課、あるいは各課が適切に対応するというところで、例えば音声を提供する媒体を使って提供するですとか、あるいは聴覚障害の方が分かりやすいパンフレットを作成するなど、そういったものを目標として掲げており、令和５年度実施状況はそれぞれどういうことを行ったのか書かせていただきました。

それから、市の主催事業等への手話通訳者の設置というものが２つ目の行にありますが、総設置時間数としては年間２５１時間、手話通訳者の設置を行ったというような実績を掲げました。これは、庁内、市役所の中の各課が主催する事業、市民の皆様にご説明する事業などがあったときに、各課の説明責任を果たすために、手話通訳者に会議の場所に来ていただいて、手話通訳により情報を保証するというような事業でありまして、年間で２５１時間行ったという記載であります。

右側の１４ページでございますが、５として移動・外出のための支援という事業があります。１つ目の福祉タクシー事業については、現金の代わりにお使いいただける福祉タクシー券というものを対象者にお配りして、タクシーを利用したときに現金の代わりに福祉タクシー券でお支払いすることができる制度でありまして、令和５年度は９６５人の方が利用されました。助成枚数としては３万７，０７２枚ということでありますが、１枚当たり５００円になります。１枚当たり５００円分の福祉タクシー券が年間３万７，０００枚ほどご利用いただけたというようにご理解いただければと思います。

次のガソリン費の助成につきましては、ご自身で車を運転する、あるいはご家族様が障害のある方を移動支援するためにお使いになる自動車を指定していただいて、その自動車にかかるガソリンを給油したうちガソリン税相当の金額を所定の期間ごとに区切りながら、ガソリン費の助成分を支給するという事業でありまして、令和５年度は６９０人の方を対象として、ガソリン費を助成しています。ガソリン費は１リットル当たり５３円８０銭、これをひと月当たり３０リットル分までの助成となります。ひと月当たり３０リットル掛ける５３円８０銭ということで、１か月当たり１，６１４円の金額を３か月ごとに支給する制度となっております。

では、次の１５ページ、１６ページをご覧願いたいと思います。項目は、６、医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施であります。医療が長くかかっている方とか、多くの金額かかる方などに対する支援であるとか、例えば身体障害者につきましては、車椅子を使用されている方に対する車椅子の給付や給付をした車椅子の修理、あるいは補聴器の給付であるとか、視覚障害者に対しては白杖などを給付をする事業というようにご理解いただければと思います。

項目が最初の６－１、自立支援医療の更生医療、それから次が同じく自立支援医療の育成医療、それから次がまた自立支援医療の精神通院の医療費というように、自立支援医療でくくられているところがありますが、それぞれどういう方を対象としているかが内容の中に書いてあります。

更生医療については、５８人の方に対して給付をしております。また、育成医療というのは、生まれてすぐぐらいの状態でそのまま手術などをしないと障害が残ってしまうというようなお子さんが発生したときに、育成医療として必要な手術などが受けられるような医療費の助成のサービスとなっております。育成医療は令和５年度お２人の方に給付をしております。

次が精神通院の医療でありますが、こちらは精神障害者が障害者というか精神疾患、患者さんという局面のほうが大きいかと思いますが、その方々がきちんとお薬を飲んでいただく、あるいは定期的に主治医の方と話をしていただいて、状態に変化等がないかどうかなどがきちんと医療の中断がないようにするために、医療費にかかる、あるいは薬局でかかるお薬代などを公費として支出できるための制度として整えられております。これが年

間で申請いただいて、受理した件数が３，０７１件となります。人数は３，０７１件がイコール３，０７１人ではなくて、例えば医療機関を変わりましたとか、薬局を追加しますとか、あるいは住所を変えましたとか、保険が社会保険から国保に変わりましたというように、医療券で記載事項等に変更があったときにも申請をいただくとなっておりますので、実際の人数は３，０７１件よりは少ない人数というようにお考えいただければと思います。

それから、心身障害者の医療費助成については、一定の障害の程度の方で、なおかつ所得が一定の金額よりも低い方であれば、その方が医療機関にかかったときの医療費を助成する制度を設けておりまして、令和５年度には助成した件数は４７３件。

また、その次の行は、難病として国とか東京都が指定をした病気にかかっている方に対して、医療費の助成をする制度もございます。その医療費の助成について申請を受理した件数が１，２４０件となっております。こちらも原則的には１年に１回の更新の手続となりますが、記載事項等に変更が生じた場合には、その旨変更の手続がありますので、１，２４０件がイコール難病患者さんの数ではないので、この人数は少し少ないというように捉えていただければと思います。

次の１６ページの表の中ほどから上、補装具というものが給付できますという制度があります。内容として書いてありますのが、肢体不自由の方には義肢とか車椅子、電動車椅子、歩行補助杖などが給付できますとか、視覚障害のある方には盲人安全杖、一般的に白い色の杖、白杖であるとかそれから眼鏡、あるいは義眼などが補装具として給付ができるという制度で、令和５年度は成人に対して２１１件の給付、児童に対しては７５件の給付をしたという実績でございます。これも対象者に適正にサービスが提供されることを目指して業務を進めているところであります。

次の１７ページ、１８ページをおめくりいただきたいと思います。７として、手当等の支給について一覧としてまとめました。手当というのは、一定の障害の内容など、あるいは所得の状況などを勘案して、国あるいは東京都、そして市において、給付をするお金が用意されているというところでまとめたものであります。

１７ページの上のほうにある表については、国と東京都が所管をしています手当であります。１行目の特別児童扶養手当の対象者及び手当額等が書いてあるところに詳細があります。どのような手帳の度合い、等級なのかなどで、比較的重たい障害のある児童を養育している方に対して月額５万３，７００円、あるいは中度であれば月額３万５，７６０円給付される手当として用意されているということ。それから、下から３行目になります心身障害者福祉手当という東京都の制度がありますが、こちらも二十歳以上で身体障害者手帳や愛の手帳で一定の等級、度数がある方を対象に月額１万５，５００円支給される手当として整えられているというところであります。こういったものが手帳等の新規の交付申請など、あるいは東大和市に転入されてこられた方などに対して、間違いがないように給付の漏れ等が発生しないように気をつけて対応しているところであります。

下のほうに出ておりますのが、具体的にどれぐらいの人数の方を手当の対象者として実施しているかであります。いずれも主な取組に書いたのは、市がお支払いしている手当になります。１つ目にある心身障害児福祉手当というのは、二十歳未満の児童を対象に、この児童を養育している方に対して月額６，１００円支給していますが、令和５年度には２５２人の方が対象となりました。

その下にある心身障害者福祉手当、こちらは二十歳以上の障害者ご本人に対する支給の手当であります。こちらは、令和５年度は６８３人の方に支給をしております。

１８ページに進みますと、難病の患者の方に対する福祉手当が市の制度で用意してあります。こちらは、月額５，１００円でありますが、受給されている難病患者さんは３７６人となっております。いずれも手当につきましては、その手当の申請をする際に、年齢制限が加えられたり、手帳の等級であるとか、あるいは所得の制限など、幾つかの要件がありますので、障害者だからといって、あるいは難病の患者だからといって、全員が受けられるわけではありませんけども、一定の基準を満たせば支給される制度としてご理解いただければと思います。

次が１９ページ、２０ページのほうに進めたいと思います。目標の３として、ライフステージに対応した支援の充実として整えている項目であります。

１番として、障害のある子供への支援として整備されている各種取組、事業などでありますが、１－１として発達障害の早期発見と支援となっています。ここでは担当課が健康推進課、保健センターに入っている部署になります。保健センターが各種健診などを実施することによって、発達障害などの早期発見などに取り組んでいるというところで、令和５年度においては、各種幼児の健診などを行いまして、５歳児の健康審査、これを実施回数１９回で、受診した子供さんの数が５４２人、その中でフォロー体制を充実させるために、発達健診やフォローグループの紹介をしたということ、それから発達健診の回数としては３０回実施がされ、受診の延べ人数が１３２人のお子さんに対しての受診を行ったという状況であります。

次にある行が教育指導課という、教育委員会にある部署でありますけれども、就学支援シートというものを活用しながら、適正な支援に努めていくというところで、就学支援シートの回収率が２３％、あるいは就学前の期間の巡回件数などが２１１件というような活動をしていただいているところであります。

また、次の１－２については、障害のある児童の保育として、未就学段階、保育園等で受入れが必要と思われる方に対してどういう対応をしたか、保育課という部署が対応しており、１８の保育園で９２人の受入れをした。集団保育が可能な障害のある児童の保育を１８の保育園で実施していただいているという状況であります。

また、次の２０ページにまいりますと、上から２つ目、青少年課という部署が実施をしている事業で、障害のある児童の学童保育、こちらも先ほどの保育と同様でありますが、

学童保育所において障害のある児童の受入れを実施するということで、令和５年度では１１の学童保育所で４２人の児童を受入れを行ったという実績となっております。

そのほかこの表の中では、教育指導課の事業、それから教育総務課の事業の案内などもしております。

次２３ページ、２４ページをご覧願いたいと思います。ライフステージとありますので、次は就労の支援という項目になります。こちらは、整理番号２－１として、就労支援事業の充実。これは、東大和市の障害者就労生活支援センターにおいて、就労支援するための事業を実施しております。一般就労の方が３２人、一般就労できている方に対して一定の見守り、あるいはご相談に応じるというようなサービスとなりまして、一般就労の方が３２人発生したと。障害者就労生活支援センターにおいて登録をしている人数が、令和５年度は２７８人であったという実績になっております。

それから、２－２としては、市役所内で実習をする、あるいは職場体験の実習をするという取組をしております。職場体験の実習事業の受入協力事業所数というのが１０か所ございます。これは、一般就労を目指しながら、一度体験として就労に向けて訓練に近い形で何か仕事をさせていただけるような場面をつくってみる、そういった事業に協力していただける事業所はありませんかということで呼びかけをしており、令和５年度では１０か所の事業所さんからうちの事業所で受入れができますよということでお話を頂いておりますが、残念ながら令和５年度においては受入事業所で実習を行ったのがゼロということでありました。

また、市役所では庁内実習を実施をしております。市役所の中の各部署の中で、障害があって先々一般就労等を考えている方を対象に、軽作業というか、定型的で訓練として実施できそうな仕事を切り出してもらって、それを２日間、３日間、４日間というような日数でできるものを障害福祉課で相談に応じ、仕事として訓練として実施できそうな場合には、市役所の中の仕事、当然市役所の業務の１つとして訓練をしていただくという場面をつくっております。

令和５年度は、実習回数６回として、複数の部署から６個の違った仕事、違った対象者に対する仕事を提供いただきました。そして、６回の実習において実習に参加いただいた障害者の方は３０人という実績となっております。

それから、２－３でありますが、福祉就労から一般就労へ移行の促進をしましょうということで、就労支援機関と連携を図りながら、福祉施設から一般就労を達成させましょうということで、一般就労できた方の人数が９人という数字を報告を頂いているところであります。

次の２－４は、障害者優先調達推進法という法律に基づいて調達をしましょうということで、障害福祉課あるいは東大和市役所の中の各課においても、障害者の施設、日中活動等をサービスとして提供している事業所さんなどに業務を依頼する、例えば除草作業であ

るとか、あるいは会議体の文字起こし、会議録をつくるようなテープ起こしをお願いするとか、あるいは作業所さんで作られている作品を消耗品として買い求めたり、あるいは何かの記念品として購入できるようなものがあれば、優先的に障害者施設、障害者が日中活動の場として活用されている事業所の生産品などを購入するというところで取り組んでいるところであります。これは、庁内の各課において、令和５年度１８，００６，３６３円の金額の購入を果たしたという実績が出ております。

それから、障害者就労施設への支援ということで、障害者の方が福祉就労している事業所などが販売の機会を提供できるように、市役所では市役所ロビーをご利用いただいて、一定の期間、事業所が交代で品物などを搬入して販売活動をしていただけるような機会を保証しているところであります。１回当たり２週間ほどの期間を設けて、令和５年度は全７回市役所のロビーを活用して、販売活動などを実施していただいたという事業になっております。

２５ページ、２６ページをご覧願いたいと思います。ここでは３として、生涯学習と社会参加の支援がありますが、生涯学習課という部署においては、学習機会の保証として障害がある方、あるいは介助者に対してプラネタリウムの観覧料を免除していただいたことにより、年間１，５９７人、うち６１４人の介助者を含んでご覧いただいたというような実績。

また、市民体育館を利用する場合、トレーニング室の利用料を減額するサービスを整えております。障害者手帳の交付を受けている方が対象で、年間１，１１６人の方が減免を受けてトレーニング室を利用されたという実績でございます。

それから、中央公民館においては、障害者青年教室というものを開催しています。障害のある方が学習機会が保証されるためにということで、障害者青年教室という名前、ビートクラブという名称のほうが長く皆様に親しんでいられるかと思うんですけども、ビートクラブとして年間で事業が展開されています。

令和５年度は、障害のある当事者がビートクラブのメンバーとして延べ４０３人参加され、またボランティアのスタッフとしては延べ１５０人の方がこの学習の機会を補助いただいたという状況にあります。

また、中央図書館でありますが、障害のある人に向けた図書館サービスとして、プライベート資料を作成したり、録音資料の作成を行う、あるいは録音、点字図書などの貸出しを行うなど、それぞれ実績を数字としてお示ししているところでございます。

それから、２６ページについては、障害のある人のスポーツ、レクリエーションの普及啓発として、生涯学習課が取り組んでいる事業について紹介をしているところであります。

２７ページ、２８ページにお進みいただきたいと思います。目標が４になります。共生社会実現を目指した地域づくりの中で、１として障害のある人への理解の促進、１－１という整理番号では、障害者週間の周知や取組をしますということで、令和５年度は障害者

の理解を深めるための記事を市報並びにホームページに掲載したり、また市役所ロビーではパネル展示を実施した実績がございます。

それから、１―２、障害のある人への理解のための啓発活動でありますが、総合福祉センターは～とふるという施設が玉川上水駅近くにございます。そちらで市の業務委託等により、障害者理解促進講演会というものを実施しました。令和５年９月９日に２７人の参加者を得て講演会が実施されています。

また、障害者理解促進事業といたしましては、同じく中央公民館を会場に誰でも縁日という名称で令和５年度は事業を実施いたしました。令和５年１０月８日、約４００人の来場者を得た盛況な事業だったというように聞いております。

このページ以外にも様々精神保健関係の事業などをご紹介しているところであります。

２８ページをご覧いただければと思います。２番として、共生社会を支える人材の育成、あるいは地域や環境の醸成であります。それぞれ２－１といたしましては、障害のある人のためのボランティアの育成などとして、地域活動支援センターにおいて障害当事者向けの講座等で、講座運営のためのボランティア募集を行い、講座を実施したことを紹介しています。

また、高齢者ほっと支援センターとの連携という業務の中では、地域生活支援拠点連絡会議にほっと支援センターから参加をしていただくとともに、ほっと支援センターと個別支援についても随時連携を図っているということで、ほっと支援センターは６５歳以上の高齢者の支援を必要とする方の相談業務を担っている機関であります。そちらの部署と情報等を交換する連携を図ることによって、障害者の加齢に伴ってほっと支援センターに相談の部署が変わることなどを見越した連携を図っているところであります。

また、同様の事業などについて、あるいは同様の事案等があった場合についても、お互いに有効に機能できるように情報交換、連携を図っているところとご理解いただければと思います。

ページをまた先に進め、２９ページ、３０ページであります。３として安心・安全なまちづくりであります。こちらでもまず障害の制度といたしましては、救急直接通報システムという事業を準備しております。ひとり暮らし等で緊急に何か速やかな連絡をしなければならないといった場合に、通報が速やかにできる器具を取り付けるサービスでございまして、令和５年度に実施をした世帯が１世帯ありました。

また、次の項目、住宅の火災通報システムにつきましても、通報システムを必要とする対象者に対して、この器具を取り付ける制度を準備していますが、令和５年度は利用件数としてはゼロということになっております。

次に３１ページ、３２ページをご覧願いたいと思います。数値目標と確保のための方策として一覧にまとめています。ここでは、先にご紹介した福祉サービスのどういう項目がどれぐらい利用いただいたかという実績を紹介するとともに、そういったサービスを利用

いただくために、どのような方法で事業所の確保をしていくのかなどをここの業務の中で提示しているところであります。

３１ページの一番上、２－１－１として居宅介護というものがあります。ご自宅でヘルパーさん等によって入浴や排泄の介助を受けたいとか、家事援助などをサービスとしてご利用いただくことができる内容でありますが、令和５年度実利用の人数が１８１人、また利用時間といたしましては、１か月当たり１，３０５時間の居宅介護の利用が見られました。

２－１－２でありますが、重度訪問介護、こちらは対象者が重度の肢体不自由者、または重度の知的障害者、もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人というような条件で、この対象者の状態に合致する方を利用者として認めております。令和５年度実利用者の方が１５人、利用時間は１か月当たり５，２２３時間となります。１５人で１か月５，２２３時間お使いになりますので、割り返していただくとお１人に対してどれぐらいの時間が提供されるのか、またさきに挙げた居宅介護の対象者とやはり重度の度合いが違いますので、どれぐらいの量が重度訪問介護を必要とする方に対して提供されているのかというのが比較対照いただくとご理解いただけるかと思います。

それから、２－１－３は同行援護というものです。視覚障害があって、移動が困難な方に対して外出をする際に移動に必要な情報提供するとともに、移動の援護や排泄や食事の外出時における必要な支援を行うという、外出時に付き添って同行いただくサービスでありますが、こちらは令和５年度２９人の方にサービスを提供し、１か月当たり６０６時間のサービスを提供しています。この後行動援護や重度障害者等包括支援について、訪問系サービスとして１つの表にまとめました。

次の３２ページは、上のほうに（２）として日中活動系サービスというものがあります。日中活動系サービスは、障害のある方が日中、施設にお出かけになって、あるいは施設のほうで送迎などのサービスをしながら、どちらかの建物の中で必要な作業をしたり、あるいはその中で食事の提供を受け、食事の介助を受けたりなどというようなサービスを受けたりとか、あるいは就労に向けて訓練の機会を提供いただくサービスを日中活動系サービスの中で整えております。

１つ目の２－２－１、生活介護というサービスは、常に介護が必要な人に主に日中に施設において入浴や排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供するというもので、令和５年度実際に利用した実人数が１９９人、そのうち入所施設という施設において、夜間は入所施設で過ごし、昼間は入所施設が整えている生活介護事業のほうでサービスを受けている方が１９９人のうち４５人、それ以外の通所系というのは、一般的にご自宅やグループホームなどから通われて、お使いいただいている方が１５４人という人数ということになります。

次が自立訓練。こちらは、機能訓練、生活訓練というようにサービスの内容が違ってい

るところでありますが、こちらは令和５年度実利用者が２３人、機能訓練を利用された方が１人、生活訓練を利用された方が２２人ということになります。

それから、就労移行支援については、一般就労を希望する方に対して一定期間、標準的には２年間２４か月となりますが、就労に必要な知識、能力を向上させる訓練などを行う支援ということで、利用人数が３６人となっております。

次の就労継続支援は、Ａ型、Ｂ型とありますが、企業等に就労することが困難な人に対して訓練などを行うものとなっております。実利用者が合計３０５人、Ａ型と言われているサービスが２０人、Ｂ型が２８５人という実績でございます。

次に、３３ページ、３４ページをおめくりいただきたいと思います。３３ページの一番下、２－２－７、短期入所というサービスがございます。自宅で障害がある方を介護する人などに病気があって介護できなくなった状況とか、入院してしまった状況があったときに、障害のある方を短期入所というサービスを提供している事業所において、一定期間支援をするというものでありまして、令和５年度は９２人の方が合計で４３８日間利用した実績になっております。

次の３４ページでありますが、居住系サービス、グループホームと施設入所支援が主なものとなりますが、共同生活援助（グループホーム）として一定の定員の居室を構えた施設において、日中活動が終わって帰ってきてから、また翌朝、日中活動の場に出かけるまでを支援する、集団でお住まいになる生活の場というものをグループホームとして整えております。こちらの実利用者の数が１４６人、知的障害のある方が１１９人、精神障害のある方が２７人という内訳でした。

また、次は施設入所支援というサービスでありますが、もともと入所施設と言われているところが制度上、入所施設ではなく、入所の支援として夜間支援をする場所、日中支援をするサービスと分けていくというところから、夜間の支援等について主に施設入所支援としておりまして、こちらの実利用者が４９人となっているところであります。

これが先ほどの入所施設を利用していて、生活介護している方の４９人のうちの４５人が生活介護、それからそれ以外の４人の方が別のサービスを利用されているというように読み取れるかと思います。

それから、３４ページの下のほうにあるのが相談支援サービスとして、計画相談支援というものがあります。障害福祉サービスというサービスを支給決定するためには、その前提としてサービスの利用計画案というものをつくっていただく必要があります。例えば私はこういう生活を送りたいんです、あるいはこういう支援をしてほしいんですという相談をしていただいて、それを聞いて、では１週間どういう計画でヘルパーさんを入れましょうかとか、どういう施設に通われましょうかとか、そういうところを計画の案として整えていくこと、そういった計画相談の支援を利用した方が１か月当たり１６３人いらっしゃいました。

それから、相談支援については、地域移行支援や地域定着支援というサービスなども整えているところであります。

３５ページ、３６ページにお進みいただければと思います。ここでは、第３節として障害児の支援の見込み量とその確保のための方策を一覧にまとめています。

まず、３－１、児童発達支援としては、障害のある児童に対して児童発達支援のサービスを提供する施設において訓練などを提供いただけるサービスでありまして、令和５年度は１１４人の方が利用されました。

それから、３－３、放課後等デイサービスというこちらは就学期にある小学生あるいは中学生などを対象として、学校が終わった放課後など、学童保育所ではない出かける先として、放課後等デイサービスというサービスが用意されています。令和５年度の利用者は２９４人いらっしゃいました。それぞれお子さんに対しても必要なサービスが提供できるような制度が整えられているということであります。

３７ページ、３８ページでありますが、３７ページの第４節は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築として、精神障害のある方に対して保健、医療及び福祉関係者による協議の場というものを形成しておりまして、それが本会議として年間４回ほど実施をしたこと、委員の数としては１４人、オブザーバーとして２人の方にご参加いただいているというような体制を整えているとお示ししています。

次に、第５節では相談支援体制の充実・強化のための取組といたしまして、５－１、総合的・専門的な相談支援として、市の中では総合福祉センターは～とふる、それから地域生活支援センターウエルカムという２つの施設にそれぞれ相談支援を担っていただける方を配置いただきまして、それぞれ身体と知的の障害のある方を主に総合福祉センターは～とふる、それから主に精神障害のある方については地域生活支援センターウエルカムにおいて相談に応じていただいているところであります。相談支援の人数が令和５年度、身体、知的を中心としたは～とふるでは１９８人、精神障害の地域生活支援センターウエルカムで対応した人数が１８２人というような実績となっております。

それ以降、地域の相談支援体制の強化などについても、会議の回数などをご覧いただければと思います。

３８ページには、第６節として障害福祉サービスの質を向上させるための取組として、都道府県が開催する研修への参加人数などをお示ししています。令和５年度は、各種研修に２１人参加したところであります。

それから、２つ目が障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制として、障害のある方が受けられたサービスについては、サービスを提供した事業者さんから月々市に請求があります。そのときにその請求に間違いがないことなどを確認しながらお支払いしているわけなんですけども、そういった支払業務の適正化を図るようなシステムとして、障害者自立支援審査支払等システムを活用させていただいているところであります。

３９、４０ページに行きます。第７節として、地域生活支援事業の実施に係る項目。ここでも理解促進研修の啓発事業や自発的活動支援事業など、事業名、それに対して令和５年度どのような活動実績があったかをご覧いただければと思います。

４１ページ、４２ページをご覧願いたいと思います。ここでは４２ページの上のほうにある成年後見制度利用支援事業というものを簡単にご紹介します。

成年後見制度につきましては、通常ですと親族の方が成年後見の申立てをする必要がありますが、申立てをすることができるご親族などがいらっしゃらない場合に、市長申立てなどを行うような制度も整えております。そういった市長申立てに係る費用などを助成する制度として設置しているものでありますが、令和５年度は助成件数２件によって市長申立てにより成年後見などに結びついているものであります。

４３ページ、４４ページをご覧願いたいと思います。コミュニケーションの支援などについて、それぞれ広報誌などでどのような支援ができたのか、あるいはコミュニケーション支援として手話通訳者がどのように利用されたのか、あるいはコミュニケーションの支援事業の１つとして、４３ページ下から２つ目については、コミュニケーション支援をするために手話講習会というものを実施しています。手話講習会は、社会福祉協議会に委託をして実施をしております。レベル的に初級、中級、上級というクラスと、それから手話通訳者を養成する講座というものを準備して、毎年度一定の皆様に受講していただきながら、将来は手話通訳者として支援いただけるような状態になっていただきたいということを期待して、例年事業を実施しています。

令和５年度の手話講習会の修了者数は、ここにあるように初級３２人、中級１７人、上級１１人、初級が１年間、中級が１年間、上級が１年間でありますので、これを全部やるのに３年かかります。そして、４年目に手話通訳者の養成講座を受講いただく状態で、約３年半から４年近くの期間を使って、手話の学び、手話通訳者となるような学びを受講いただくんですけども、令和５年度の養成講座の受講者の方が４人でした。一定の人数の方に東大和市の手話通訳者として認定する試験というものを実施をします。認定審査として書いていますが、残念ながら３年半から４年近く手話について学んでいただいても、この年は手話通訳者として認定できるレベルに到達した人がいなかったということで、ゼロ人という人数がここでは書いてあります。

その中で市が登録しております手話通訳者の登録者、手話奉仕員とここでは書いておりますが、その登録されている手話通訳を担っていただく方は１２人いらっしゃいます。

手話通訳の派遣でありますが、市の登録している手話通訳者以外に、東京都で手話通訳者を派遣するセンターと委託契約をしておりまして、市のほうで担えない場合については、東京都のほうにある手話通訳者派遣センターから手話通訳者を派遣していただいて、意思の疎通等についての情報保証をしているところでございます。

４５ページ、４６ページをご覧願いたいと思います。ここでも各種サービスについて、

用意しているサービスの名前を記載しました。訪問入浴サービスは、ご自宅に入浴ができるバスタブなどを運び入れて、通常の浴室では入浴が困難な方に対する入浴を提供すること、利用者が９人いらっしゃって、年間で３３８回の入浴をご利用いただきました。

それから下から２つ目では、日中一時支援事業として、障害のある方に対して、日中一時的に支援が必要な場面が発生したときに、一定時間施設で支援をお受けいただけるようなサービスとして準備しております。令和５年度は５か所の事業所でこのサービスを提供いただいており、合計利用者の数が３９人でありました。

次に４６ページをご覧いただきますと、一番上には自動車改造費の助成事業、ご自身が所有する自動車で走行装置、ハンドルなどについて例えば片手だけでも操作ができるような改造を施すとか、あるいは下肢が使えない場合に両上肢だけで操作ができるような改造を行うとか、そういった自動車の改造に必要な費用について一部を助成する事業で、令和５年度は４人の方にこの事業を実施しているところであります。

また、住宅設備の改造、改善についても、一定の条件を満たす方に対して、中規模改修というものを２件、それから屋内移動装置を設置する事業について２件提供しているところであります。

次の４７ページ、４８ページ、４９ページは、先にご紹介済みですので、最後の項目になりますが、５０ページからの部分をご覧いただければと思います。５０ページ以降が第２次東大和市障害者総合プランの事業の評価について、一覧としてまとめたものであります。

まず、左のほうには大分類、中分類、小分類として、計画の中でどのようにこの項目を整理をしているのか、それぞれ項目を掲げています。それに対して右側のほうは、第２次の１つ前の計画、令和２年度が最終年度であった１つ前の計画の段階での評価を「３」とか「２」という数字で表し、それを踏まえて一番最後の右側３列については、第２次障害者総合プランの令和３年度、令和４年度、そして令和５年度においてどのような評価であったかというものを全部お示ししております。これによって少しずつ進んでいること、あるいは最初からできていたという事業のところなどが、この数字によってご理解いただけるかと思います。

令和５年度が最終年度でありますので、網かけをした部分が第２次障害者総合プランの最終的な評価ということでご理解いただければと思います。

それぞれ項目の数が多く、５１ページ、５２ページから最後、５６ページまで一覧は続いていきます。全部で１６１の項目があります。１６１の項目に対して、最終的に５６ページの右下隅に小さい四角形で一覧の数を整理いたしました。令和５年度、「３」という数字、これは順調、あるいは達成となっておりますが、順調というのは令和３年度と令和４年度、計画が始まって最初、その次の年どういうふうに推移しているのかというものを、順調とかおおむね順調とか一部に着手というような評価軸で整理したものが令和３年度、

令和４年度であります。

そして、最後の令和５年度は最終年度なので、計画に即して達成できたか、ほぼ達成できたのか、一部達成なのかというものを同じ「３」、「２」、「１」という表記で掲げています。表の中で「３」の評価に順調、あるいは達成とあるのはそのような違いがあります。上のほうにある順調は、令和３年度や令和４年度において、その事業について評価した項目、下にある達成は令和５年度、最終的に評価をした項目となっております。

以上、駆け足ですみません。ここまで説明するのに約１時間２０分かかってしまいました。第２次障害者総合プランは、令和５年度で終わりました。そして、令和６年３月には第２次障害者総合プランを引き継ぐ形で、第３次東大和市障害者総合プランにステージを移しています。

ほぼ第３次東大和市障害者総合プランが第２次東大和市障害者総合プランを引き継いでいる形になってますので、現時点でも令和６年度以降もほぼ同じ事業を継続して実施しています。令和５年度までにほぼ達成だったり、一部達成だったり、着手できていないものは、より進展できるように今後事業を、今も進めている、あるいは今後進めていくというような状態になっておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上で本日、私どもが準備をいたしました資料についての説明は以上となります。

○Ａ部会長　障害福祉課長、ありがとうございました。分かりやすい説明で、東大和市障害者総合プラン令和５年度実施状況報告というのを課長にお話しいただきました。たくさんの項目があるんですが、この中で皆さんのご意見があれば承りたいと思います。お名前を先に言ってからご発言いただくようにお願いします。どなたかありますか。はい、お願いします。

○Ｂ委員　すいません、審議会への参加は今年からなので、質問がピントが外れてたら申し訳ないんですけれども、基本的なことの質問にもなっちゃうかもしれないんですけど、教えていただければなと思います。

まず、２ページなんですけれども、職員向けの研修会を５月に実施したと書いてあるんですけど、どんな研修会を開催したのかなというのがちょっと教えていただければと思います。

あと次のページなんですけれども、障害のある人の意思決定支援、意思決定を配慮した支援というふうに書いてあるので、ちょっともしそこの辺りも意思決定を配慮した支援というのはどんなことを行ったのか教えていただける範囲でお願いしたいと思います。

すいません、幾つかあるんですけれども、もし時間がなかったらほかの方に回していただいてもいいんですけど、私がこの冊子をいつも手元にありながらちゃんと今まで十分に見てなかったので、本当に教えていただくというような感じになっちゃうんですけど。

それから、あと市役所の法定雇用率というのがあると思うんですけど、法定雇用率は市役所は達成していると書いてあるんですけど、どんな障害の方が働いているのかなという

のが実際によく分からないので、もし参考までに教えていただければなと。

すいません、幾つかあって申し訳ないです。あとは、すごい細かいところなんですけれども、重度訪問介護の利用なんですけれども、３１ページ、行動援護もそうなんですけども、次の令和５年度の目標が実際より利用者さんが増えているのに利用時間が減っている。こういう計算の仕方ってどうなっているのかなというふうな、ちょっと基本的なことになっちゃうのかもしれないけど、もしこの場で教えていただければありがたいなと。

あともう一つなんですけれども、すいません、いっぱいあって。３４ページなんですけども、グループホームを利用している方というのが、実際に市内のグループホームに入っている方が市内の人がどれくらいなのかとか、私のほうでも計画相談やってるんですけども、市内のグループホームに入っている人、ほかの住所がある人も結構いるので、１４６人というのが実際どれぐらい市内の人がいるのかなというのをもし教えていただければというふうに思います。

それからちょっと感想なんですけれども、こういう計画の中で共生社会に向かってとかという言葉っていっぱい出てくるし、インクルーシブ教育とかそういうことというのは当たり前にうたわれているんですけども、実際に特別支援教育の充実とかそういうことだけじゃなくて、例えば障害がある子供が地域の学校に行きたいとなったときに、どのような施策とか協議会とかその辺は進んでいるのかなというのが、あまり進んでいないんじゃないかなというような印象がありました。

特別支援学校へのアプローチというような事業の視点のほうが多いのかなというのが私の印象。これは感想になってしまうんですけど、以上です。すいません、何個かあるのでもし答えていただければなんですけど。

○障害福祉課長　では、簡潔に答えて行きたいと思います。

令和５年の５月に実施をした職員向け研修会というのは、障害者差別解消法について各課に参加人数を出してくださいという庁内の連絡を差し上げて、各課から１人ぐらいずつ、この障害者差別解消法における合理的配慮の提供等を中心に説明をさせていただく研修会を実施をいたしました。

毎年実施をして、障害がある方に対して不愉快な思いをさせないということ、あるいは一律に断らないことなどを基本として、対応するような説明を差し上げているところであります。

それから、次の障害のある人の意思決定の支援でありますが、基本的にケース会議等において、障害のある方がどのような思いを持っているかなどを確認しながら、行政側が勝手に推し進めることがないように配慮できるように、関係者が複数集まり、そういった中で行政側の都合でどうするとかならないように気をつけながら、会議体、カンファレンスなどを実施したと考えております。それぞれケースワーカーであったりとか、あるいは主に精神障害のある人のカンファレンスについては、保健師であるとか精神保健福祉士とい

う有資格の職員が出席いたしますので、そういった部分については慎重な検討などが進められているのではないかと考えているところであります。

それから、職員課における法定雇用率、これは職員課が雇用率達成していますという実績は示してもらっているんですけど、実際にどういう障害があって、どういう障害の手帳の交付を受けているかについては、一部見えない障害もあったりしますので、障害福祉課ではその部分は情報を持っていないので、回答ができない状況であります。

次に、３１ページの重度訪問介護等の人数とか時間数の関係なんですけど、確かに重度訪問介護は令和４年度と令和５年度を比較すると、１７人から１５人に人数が減っている。これは、死亡とか転出とかそういった要因があって、利用者が減ってしまった。ただ、利用時間については、ご本人様の生活を支えるためにどういうサービスを入れていくのかとなりますので、人数は減ったけれども、利用時間が増えてしまう。あるいは多くの時間を必要とする方の要請を受けて１人当たりの時間数が増えるような状況であったというように理解できるかと思います。

それから、次にグループホームの利用です。今、東大和市内には合計で１９４人分ぐらいの定員のグループホームがあるんです。ただ、利用している人のもともとの出身世帯は、東大和というのは約５割、６割ぐらいではないかと私の記憶の中では解釈しています。

東大和市内にあるグループホームのうち、４割近くは多分他の自治体から東大和市にグループホームがあって、定員に空きがあるということで、東大和市のグループホームの利用につながっている方、逆に東大和市内が出身世帯なんだけれども、例えば日中活動の場が別の自治体、例えば大田区であるとか練馬区であるとか、ちょっと遠いところ、あるいは地方の日中活動の場を使っている方がいた場合には、そういった日中活動の場に通いやすい場所をグループホームとして選ばれる方もいます。

一般就労していて、グループホームというサービスを利用している方もいましたので、そういった場合に一般就労を長続きさせるためには、なるべく通勤時間におけるストレスを課さないほうがいいと思うので、一般就労であった場合は就労先になるべく近いところでグループホームがあればとか、そういった事例もあります。

東大和市内に住んでいて、必ずしもグループホームが東大和市の中でなければいけないという制度ではありませんので、それぞれの生活の送り方によって適切な場所を紹介したり、探したりというところで、グループホームの利用につながっているところであります。具体的な人数のデータが今手元にないので、そこは私の記憶ではこんな感じというところでご理解いただければと思います。

それから、インクルーシブ教育、未就学から就学期に移行するときに、市立の普通学校に入学できるのか、あるいは特別支援学校がいいのか、あるいは普通の市立の学校の中でも普通学級なのか、特別支援学級なのかなど、そこは子供さんの必要な支援の度合いによって、教育委員会が面接したり、あるいは専門のスタッフによってご判断される場合があ

るかと思います。

この辺りは、障害福祉課ではどのようにそれぞれ親御さんとの面会をしたりとか、どういう基準でどういう方向性を進めているのかというデータを持ち合わせていませんので、明確な答えができなくて申し訳ないんですが、入学時の判断等については、もしよろしければ教育委員会のほうにお尋ねいただくと、正しい情報が入手できるかと思います。障害福祉課では十分なご説明できる情報を持ち合わせていないというのが実情であります。

○Ａ部会長　ありがとうございました。私、ちょっと発言していいですか。グループホーム、東大和市が１０年、１５年ぐらい前に他のところから来るグループホームをお認めいただいたんですよ。それで、ほかの市は自分の市の人が入るところでないとつくらせないと言っていたんだけど、東大和市はどうぞって言ってくれたんですよ。それでグループホームがたくさん増えて、東大和市民も入れたし、他市の人も入れたという経緯が１５年ぐらい前ですかね、いろいろありました。

それはいろいろなやり方で、いろいろなよい、悪いもあったけども、かなり先駆的な見方をしてくれて、こうやってやらなかったんですね、東大和市が。そういう経緯があって、グループホームの数が増えて、全部が東大和市民じゃないんじゃないのかなって。本当に東大和の取組って、その当時からすごい優れているなっていうふうに私は感じました。ちょっと余計なこと言いましたけども。

ほかに何かご質問ありますか。

○Ｃ委員　Ｃと申します。よろしくお願いします。

初めての参加なので、いろいろと分からないところがあって、具体的なところを教えていただきたいんですけれども、２ページの障害者虐待防止対策の実施のところで、虐待防止センターで通報を受理して、事実確認等を行ったというふうになっているんですけれども、具体的にどんな通報があって、どのような事実確認が行われたのかというのを具体的な例を示して教えてもらいたいなというのが１点です。

もう一点は、２３ページの市役所内の実習、職場体験の実習のことなんですけれども、職場体験を受け入れてくれる事業所が１０か所あるということなんですが、具体的にどういうところなのか。それから、庁内実習のほうですけれども、こちらも具体的にどのような実習が行われたのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、最近、ヤングケアラーの問題が結構問題になっていますけれども、これはここの部署の担当なのかどうかちょっとよく分からないんですけれども、その辺の実態というのが分かっているのかどうか。

以上３点です。

○障害福祉課長　まず、２ページの虐待防止の対策においてですけども、こちらは令和５年度としては例えば施設の利用者さんからもしかしたら虐待の事例に当たるんじゃないかというような事案の報告を受けました。

ここは、今手元に具体的な資料がありませんので、施設からの通報などがあり、その施設から受けた内容等を基に、関係機関と思われるところに連絡をし、事実確認をしたというのが最初の表記であります。

○障害福祉係長　私から補足いたします。実際に連絡があったところとご本人に立入り等を行って、東京都にご報告をして改善計画の提出等を指示しました。東大和市は事例が少なく詳細を申し上げにくいところがありますので、この辺りで。

○障害福祉課長　私は、令和６年４月から障害福祉課長となりましたので、令和５年度の事業として、障害福祉係長から補足をしてもらいました。実際に東京都等へ報告をした案件であったというのと、今この場で詳細を申し上げますと、年間１件、２件発生するかどうかというものなので、特定されてしまうおそれもありますことから、この辺は詳細については省略させていただきたいと思います。

次に、実習の関係であります。まず、１０か所の事業所等については、例えば飲食等の事業形態であったりとか、販売業などを実施をしている事業所などが声を出していただいて、訓練ができる場として認定しているところが１０か所はあります。その事業主さんが障害者雇用ですとか、あるいは障害者の訓練についてご理解いただける場合に訪問していただけたところというようにご理解いただければと思います。

それから、東大和市の中の庁内実習でありますが、東大和市ではある時期に多くの方に同じ内容の通知を発送する業務というのが頻回に発生します。そういった場合に、個人情報を取り扱わない範囲で、例えば通知文の封入・封緘作業などを集中して短期間に済ませないといけませんので、そういった業務などを中心に実施をしていただいているというのが庁内実習のほとんどとなります。具体的な課の名前は伏せますが、通知発送が頻回にある部署の仕事を訓練として活用していただいているというところであります。

それから、最後にヤングケアラーでありますが、何回か名前を出しました総合福祉センターは～とふるにおいては、ケアラーの方の心のよりどころといいますか、あるいはその方の気持ちを支えるために、ケアラーとして日頃いる方に集まっていただいて、お話ができる場面ですとか、あるいは一緒に何か作ってみるとか、そういった事業を年間で何回か開催いたしまして、ケアラーであることの負担を、どこかで発散できるような、あるいは自分だけではないというところで、お仲間づくりというんでしょうか、同じような立場にある人同士で話ができるような場所というものをケアラーズカフェという名前で事業展開しております。

まずヤングケアラーというよりも、本当にケアラーとしての取組とご理解いただければと思うんですが、そういった事業展開を市報などを用いてご紹介し、それを知って必要だなと思った方には参加いただいている状況にあります。

以上でございます。

○Ｃ委員　ありがとうございました。そうしますと、ヤングケアラーの方は、市のほうで

把握しているというよりは、広報を出して自ら手を挙げてきた方を対象にそういう支援をしているというようなことですかね。

○障害福祉課長　私はヤングケアラーですというような、申し出てくださいというような事業は、具体的には障害福祉課ではしていないというところで、ケアラーとしてそういった集まり、あるいは介護している場面だけではない状況をつくることができる時間というものを、年に何回か提供しているというところでございます。

○Ｃ委員　ありがとうございました。

○Ａ部会長　ほかにはありますか。

○Ｄ委員　市民公募委員のＤです。

基本的なことでお伺いしたいんですけども、５０ページの評価というのは、各課が自分たちで評価して、それをそのまま載っけているということでいいですかね。第三者とか障害福祉課で何か変更とかしているわけじゃなく。

○障害福祉課長　全て各課の評価でありますので、これをまとめるときに障害福祉課で操作するというのはありません。

○Ｄ委員　ありがとうございます。あと事前に送付いただいていたので、私のほうもじっくり見ていろいろ質問とかやってたんですけども、時間の関係で何個かしか伺えないということで、今回の段取りとして、今回の会がありました、この後質問したいことというのをまた聞ける機会があるんですかね、次回の部会とかで。

○障害福祉課長　今後の進め方なんですけども、障害者部会で説明ができなかったところを、次の地域福祉審議会で再度不足した部分を説明という場面はありませんので、もし必要なところがあれば、例えばご面倒じゃなければ、メールとかあるいは口頭でよろしければお時間をつくっていただいて、個別にご説明をしたいと思います。

次回の地域福祉審議会におきましては、まず今回の障害者部会の会議の概要というものを部会長からご報告いただくだけとなりますので、たくさんご質問を準備いただいたようですので、改めてもしご負担じゃなければ、メールとかあるいは口頭などでどこか面会をするお時間をつくっていただければと思います。お願いします。

○Ａ部会長　１つぐらいどうですか。

○Ｄ委員　それを言い合う会なのかなと思っていたので、１～２個だけ。

４７ページからの各課の取組があると思うんですけど、これも多分、所管課に照会をかけて回答いただいていたと思うんですけど、例えば下から２行目かな、保険年金課さんなんかは、車椅子の方が来たときに、近くまで要件を伺いに行くとか、これって逆にほかの課はやっていないのというふうに思ったりするんですけど、どこまでを取組として扱うのかというのは、何かルール決めとかをしているのか。

あとこれって各課何も取組書いていないところとかありますけど、職員課で障害のある方を採用したときに、その方の障害の特性に配慮して課に配属しているようなことが前の

ページに書いてあったと思うんですけど、取組をしていないということは、車椅子の人が採用されたときに、財政課とかには行ける余地がなくなっちゃうのかなと思うので、これ各課がやっぱりそろって取り組まなきゃいけないのかなと思ったりするんですけど、そこがルールづくりというか、取組はどこまでの取組を載せるのかって、もしルールづくりとかをしていればそれを知りたいというのと、すいません、あと１個だけ。

各課が多分、それぞれで回答しているということだったので、例えば３４ページとかの一番下、実利用者数ゼロ人で、評価が「１」となっているものがあったり、ほかのページとかだと利用者ゼロでも、支援自体はあるから「３」にしていたりとか、結構評価がばらばらなんですよね。

そこは本当は統一しないといけないのかなと思ったり、トータルで見たときに達成しているというのが数で出したりしているので、トータルで見たときに結局達成できているのかできていないのかがよく分からないというところがあったので。

以上です。

○障害福祉課長　評価につきましては、お見込みどおり各課が自己評価をしたものを障害福祉課では受け止めております。評価の目線合わせ、標準化については、特段障害福祉課が手を入れることなく、自分たちの取組について、自分たちが本当にきちんと制度化もできているし、課として十分な数字に到達していると考えられれば、それを達成と考えているでしょうし、もしかしたらまた課の中でもう少し改善の余地があるんではというところがあると、ほぼ達成とか一部達成とか、そういった評価が各課の中で考えられたものではないかと考えています。

その中で障害者の雇用に伴っての取組でありますが、基本的には職員課が採用した後、障害特性に応じて仕事が継続できるような部署はどこかというのをきちんと見定めて、仕事ができる職場環境を考えて配属をしています。

実際、今は正規職員で明らかに見た目で分かる障害者がいないんですけど、以前は車椅子を使用していた正規職員、あるいは杖を使って移動するような正規職員がいた時代がありました。そういった場合については、その者が執務できる環境として、当然車椅子でカウンターの間を通り抜けられること、執務スペースの中でも車椅子で十分移動ができることですとか、杖の状態でその者が執務の場所まで移動できる状況などをきちんと見定めて、職場環境など整えております。

あと、それ以外に補聴器をつけている職員は分かるという感じなんですけど、それぞれの特性に応じた職員課の配慮などはされているかと思います。

それと各課の取組で基本的に障害者に対しては、職員の執務環境、執務状況がどうかというよりも、障害のある市民の方が見えたときに、どのような対応ができるかというような視点で書かれているのがほとんど。そうすると、例えば実際に一般的に市民の方が訪れる機会が少ないようなところ、市民の方が話を聞きに行くような機会がないというのは、、

合理的な配慮の提供という部分については、取組の例がない場合があります。

また、ここではないと書いてあるけれども、市役所のカウンターは全部横並びで、すぐ隣の課に例えば筆談ボードがあった場合、ちょっと貸してとか、そういったこともありますので、何もないからといって「０」ではないとは思っています。ただ、それを障害福祉課のほうで手を差し出して、こういうことやってないのということを聞くことはないので、どこかで記録などを共有化しながら、ほかの課がこういうことをやっていることを事例として挙げているから、これだったらうちでもやっているよねというところで、もしかしたら少しずつ他の課がやっている事例に倣ってこの取組が広がってくることも考えられるかなと思っています。

最後に、評価の区分ですけど、目標値に対して目標に到達しないけれども、達成してたりとか、あるいは評価がちょっと低く抑えられているところの違いは、まず制度として整えられていて、利用者さんが現れて使いたいといったときに、すぐに提供できる、あるいはサービスを提供してくれる事業所があるという状況があれば、それはたまたま今現在、利用者さんがいないだけだから、達成として評価していいという考えもあります。

次に、先ほどご指摘のあったところは、もう少し利用をしていただくための体制づくり、あるいは事業者さんの充足度などがちょっと足りないかもというような見立てをしているところがあったとすると、そこは提供するための体制にもう少し工夫が必要とか、事業者さんはどこかからやってきてもらって、つくってもらわなきゃとか、そういったところが不足しているので、一部達成とかほぼ達成とか、ちょっと低い評価になっているところもあるかと思います。

いずれにしても、各主管課が目標としているものに対して、これってもう十分だねということを各主管課が考えてますので、評価が「１」とか「２」というところについては、まだまだ自分たちで改善の余地があるというような自己評価をしているところとご理解いただければと思います。

そういった部分でなかなか障害福祉課が全ての業務について、目線合わせをするような統一ルールというのは難しいところが今現在はあるというのが実情とご理解ください。

○Ｄ委員　ありがとうございます。将来的にそこら辺が統一した仕組みみたいのができればいいんですけど、これって市民の方に公表されるものという理解で大丈夫ですか。

○障害福祉課長　今現在は、これをどこかで公表というものはなく、庁内での資料として活用するだけです。逆に市民の皆様にお示しする機会としては、地域福祉審議会の委員の皆様に中の資料、達成度をお示しする資料として作っている限りでして、これまで公表したことはありません。

○Ｄ委員　分かりました。今回、これでいうと市民って多分僕とＣさんなのでという立場でいうと、やっぱりこれが１冊の１つのこれのまとまりというイメージがあったので、中身が各課ばらばらですとなると、大分この本自体が雑誌みたいというか、本当はまとまり

があったほうがいいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○障害福祉課長　ありがとうございました。目標が定性的なのか定量的なのかというところがありますので、比較的定性的な目標値だったりしますので、そういった部分、もしかしたら今後の市の計画をつくるときの評価をする場面を考えたときに、どのような目標を定めていくのがよろしいのかというのも課題になるかもしれません。

もしかしたら本当にこういうことを目指したいとか、充実したいとか、というようなどういう状態かという評価をするときにすごく迷ってしまうような目標だったりするところが比較的出ているんですけれども、これが定量で何人とか何時間とか、あるいは金額で幾らとか、数字的な比較だけで行けるような目標を定められれば、それに対して評価がぶれることはないと思うんですけど、なかなか福祉制度は定量化ができにくい。頑張ればできるのかもしれませんけど、今の段階で定量として示せる数字はこれだというのが難しいというのが課長として考えているところです。

今後、障害福祉計画、障害者プランは令和６、７、８年度の計画なので、もう次の３年がすぐやってきますから、また次の計画づくりに皆様のご意見を頂く場面というのは出てきますので、そういったときに公募いただいた市民の感覚としてご意見などを頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○Ａ部会長　まだご発言いただいていない方、何かありますか。

○Ｅ委員　私も今年度から参加させていただいていてるんで、こういう報告書等も初めて見させていただいて、ただ私も就労継続支援Ｂ型の事業所でずっと働いていて、現場で働いている者として、自分がふだん関わり合いの深いところってなるほどとか、そうだねと思いながらすごく理解できる部分と、現場にいながらもやっぱりふだん自分があまり関わらない分野だと全然分からないこととか、こういうサービスもあったんだなとか、こういうこともやっていらっしゃるんだなというのが入ってこない部分もあるんで、そういう点で多分、東大和市さんは本当にすごくいろんな良い制度があったりですとか、本当にたくさんあると思うんですけど、ほかの市よりも先駆けてやっている部分もあったりすると思うんですけど。

ただ、そこが情報として市報で通知されたりとか、今はインターネットとかでたくさん情報提供ってされてはいると思うんですけど、ただそれを全ての方がキャッチできているかというと、今言ったように私も現場にいながらも、なかなかキャッチが遅れてしまうところもたくさんありというところで、ちょっとすいません、内容とずれてしまう、全体的な感想としてなんですけど、たくさん使えるものがあったり、さっきあった自立生活援助とかもそうだと思うんですけど、今後もう少し利用できる方が増えていくと、より生活しやすくなる方もいらっしゃるかなと思うんですけど、そこら辺もまだ知識というか情報として入ってきていない部分がたくさんあると思うんで、今後の周知の仕方というのか分か

らないんですけど、より一人一人の方が自分に合った制度、たくさんある社会資源を選べるようになっていくと、より一層よいんじゃないかなと思います。

○障害福祉課長　ありがとうございます。私どもは、市報、それからホームページを基本として、様々な情報を提供しています。ただ、なかなかそれがあっても自分の中で関係ないと思ったら見もしないし、むしろどなたかが気がついて教えてあげるとか、それこそ事業所さんであったりすれば、その方の変化等に気がついて、市にご相談いただく、あるいは先ほど身体、知的の相談と精神の相談と２つチャンネルがあるよとご紹介しました。例えば精神疾患のある方が通われている施設の人であれば、地域生活支援センターウエルカムというのは、市では東大和市社会福祉協議会に委託をして、スペースを設けているんですね。

そちらに相談を必要とする人としてご登録いただいて、通所の終わった後もお寄りいただいて、ちょっと話をするような場面をつくっていくとか、あるいは同じように身体、知的障害者であればは～とふるという施設にご登録いただいて相談に応じていただく。

それともう一つあるのは、今は様々なサービスを使いたいな、何か具体的に障害福祉サービスを使おうかなと思ったときには、計画相談の支援事業所というのがあって、計画相談事業所さんが、ご本人が望む生活の送り方、こういう支援を必要としていることなど聞き取りながら、１週間のプランニングなどをしてくださるんですね。

だから、そういったところにつながるような援助ができるとよろしいんですけど、そこにつなげるのがまず難しいというのがあるので、そこは今後検討課題というか、私ども行政の立場でのやるべきこと、あるいは通所している事業所さんでサービスを提供しているスタッフの皆様が考えること、いろいろありますので、東大和市では地域自立支援協議会というような場面をつくって、地域課題を考えていきましょうというような仕組みも整えています。そういったところでいろいろ話を出していただきながら、改善策とかより東大和市が住みやすくなる場所となるように、お気づきの点など提示いただくとありがたいなと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○Ａ部会長　ありがとうございました。今日皆さんご意見を言っていただいたのは、前回の審議会と方向性が非常に似ていて、やっぱり皆さんの視点というのがすごいなって思いました。同じ内容を話しているわけではないんですけど、方向性が似ているというか、見るポイントとか、突っ込むポイントとかも同じような場面があったりして、ああ、なるほどなとちょっと思って、最初にお話ししたように期待感が高いなと思いました。